

枚方市ボランティア輸送補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 31 日制定
枚 方 市 要 綱 第 19 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するボランティア輸送補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、公共交通の補完に資するボランティア輸送（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による許可及び登録を要しない地域住民の互助による輸送サービスをいう。以下同じ。）を行う非営利団体（自治会、特定非営利活動法人、校区コミュニティ協議会その他営利を目的としない団体であると市長が認めたものをいう。以下同じ。）に対して交付することにより、地域における持続可能な交通社会の維持及び確保を図ることとする。

(補助金の交付の対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、本市の区域内に活動の拠点を置く非営利団体とする。ただし、暴力団等であるものを除く。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、本市の区域内で市民を対象としたボランティア輸送又は試験輸送（ボランティア輸送の実施のために本市の区域内で市民を対象とした試験的に行う輸送をいう。以下同じ。）を行うこととする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費（市長が認めるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、当該経費の額を合算した額とする。

- (1) ボランティア輸送に適合する自動車保険に係る保険料 自動車1台につき1日当たり2,000円
- (2) 国土交通大臣の認定を受けた運転者講習会（市長が認めるものに限る。）の受講に係る経費 1人当たり20,000円
- (3) 試験輸送に係る経費（前2号に掲げる経費を除く。） 1日当たり5,000円

2 1の年度において、補助金の額の上限は、1団体当たり270,000円とし、前項各号に掲げる経費の額の上限は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に掲げる経費 210,000円
- (2) 前項第2号に掲げる経費 60,000円
- (3) 前項第3号に掲げる経費 50,000円

3 前項第2号に掲げる経費の算定の対象となる人数の上限は、3人とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ボランティア輸送及び試験輸送の方法等について市長と事前に協議しなければならない。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、30日間とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。